

## 判例研究

# 社会保障法判例

増田 幸弘

いわゆる重婚的内縁関係にあった者が、私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権者と認定された事例

最一小判平成17年4月21日（判時1895号50頁）

一審 東京地判平成16年3月19日（判時1866号34頁）

二審 東京高判平成16年8月19日（判例集未登載）

## I 事案の概要

1 訴外A男は、昭和34年4月1日から同41年3月31日までの間及び平成2年4月1日から同12年10月25日までの間、私立学校教職員共済法に基づく私立学校教職員共済制度の加入者であり、平成3年6月、同法に基づく退職共済年金の支給決定を受けた。Aは平成13年1月12日に死亡した。

2 Aは昭和31年10月1日に補助参加人B女との間で婚姻の届出をなし、同33年1月8日、長男をもうけた。同42年4月頃から、一家は国立大学（昭和41年4月から平成2年3月末までAが勤務していた）の宿舎において生活していた。その後、昭和53年10月頃からAはBのもとにほとんど帰らなくなり、同53年ないし55年以降、Aが亡くなった平成13年1月12日まで20年以上の間、両者は別居状態にあった。

Aは別居以前よりBと離婚に向けた話し合いをもっていたが、Aが積極的に離婚を希望していたのに対してBはこれを拒絶し、別居後は話し合い自体を拒否した。両者が最後に会ったのは昭

和57年夏頃であり、その後、Aが死亡するまで会うことはなかった。

AからBへの若干の送金を除き、一方が他方の生活費を負担することはなかった。別居期間中、Bは英語の家庭教師を平成5年までして家計に充てていたほか、実妹からの援助を受けていた。また、平成元年から老齢年金を受給していた。ただし宿舎費については、Bが宿舎を退去する平成2年4月までの間、Aが給与引き落として負担していた。

Aは勤務先の国立大学に対してBを被扶養者（配偶者）として届け出て扶養手当の給付を受けた。Aは平成2年4月から同11年10月までは私立大学に勤務したが、そこでも同様にBを被扶養者として届け出て扶養手当の給付を受けたほか、私立学校教職員共済組合に対してBの被扶養認定申請を行い、遠隔地被扶養者証の交付を受けた。Aは平成2年から同10年までの間、Bを税法上の配偶者控除の対象者として届け出て控除を受けていた。また、Aは平成2年4月から国家公務員共済組合法に基づく退職共済年金を受給していたが、同6年10月までの間、Bを年金加給の対象配偶者とする加給年金額の加算が行われて

いた。

AはBに対して平成元年12月22日、1,000万円の金員を送付した。これはBに円満に大学宿舎から転居してもらう費用を支払う趣旨のほか、婚姻関係を清算するための金員を支払うという趣旨も含まれていた。ただし、Aはその旨を手紙等で明らかにすることはしなかった。Bは平成2年4月末頃に大学の宿舎を退去して民間の賃貸住宅に転居した。その際、Aを契約者とするBの転居先住居の賃貸借契約と火災保険加入契約が締結された。ただし、賃料その他の費用は支払っていない。

Aは平成11年7月頃、医師から癌で余命1年と宣告された。Bは平成12年1月末頃、Aが癌であることを知ったが見舞いには行かず、長男を通じて死亡の事実を知った。

3 原告、被上告人X女は、昭和59年頃、Aとの同居を開始し、Aが亡くなるまでの約15年間、同居していた。この間、AXは夫婦同然の生活をし、周囲からも一緒に生活して内縁関係にある者として認められていた。また、AXの家計は、主にAの収入により維持されていた。Aは平成11年9月10日に不動産及び預貯金すべてをXに遺贈し、Bには相続させないことを内容とする遺言公正証書を作成した。Aが死亡した際、Xがその看護を行い、主治医とともに最期を見取った。

4 Aが死亡したことから、Xは被告、上告人Y（日本私立学校振興・共済事業団）に対して、私学共済法に基づく遺族共済年金の支給を請求した。しかし、支給しない旨の裁定があった。Xは再審査請求を行ったところ棄却された。そこで、当該処分の取消を求めて訴を提起した。

5 第一审は、Xが「『届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者』として、私学共済法に基づく遺族共済年金を受給することができる『遺族』に該当するというべきである」として裁定を取り消した。Yは「法律上の婚姻関係にある夫婦が事実上の離婚状態にあるというためには、その夫婦が事実上婚姻関係を解消することを合意したことが要件となるべきである」とこと

ろ、AとBとの間において「上記の合意がなかったことは明らかであり、また、婚姻関係が実体を失っていなかったから、事実上の離婚状態にはなかったものである」として控訴したが棄却された。Yはこれを不服として上告した。

## II 判 旨

上告棄却。原審が適法に確定した事実関係の下では、「AとBの婚姻関係は実体を失って修復の余地がないまでに形がい化していたものというべきであり、他方、被上告人は、Aとの間で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者というべきであるから、Bは私立学校教職員組合法25条において準用する国家公務員共済組合法2条1項3号所定の遺族として遺族共済年金を受けるべき『配偶者』に当たらず、被上告人がこれに当たるとした原審の判断は、正当としては認することができる」。

横尾和子裁判官の反対意見。「Aは、別居後も、対外的にBを妻として取り扱っていたものというべきであるから、AとBの婚姻関係がその実体を失って形がい化していたものということはできない」。

## III 解 説

判旨の結論に賛成。

### 1 問題の所在

わが国の社会立法の領域においては、大正期以降、法令により内縁の配偶者の保護が図られてきた。その背景には、「この種の社会立法には、現実の夫婦共同生活を対象とする必要性が強い。それなのに、かような法律の目的となる階層の人々の間には、内縁が比較的多い。その結果、内縁関係を無視し、内縁の夫または妻を遺族扶助料や家族手当を支給する標準たる『配偶者』に当たらない、としては、耐えられない不都合な結果を生ずる」〔我妻 1960, p. 196〕という認識が存在していた。

そして、大正12年の工場法改正では、社会立法の中にはじめて内縁の配偶者が位置づけられるに至った。すなわち、同法第15条は、遺族扶助料の受給権者につき「本人ノ死亡当時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者」とされた。大正15年には工場法施行令も改正され（勅令第12条第3号）、遺族扶助料を受給すべき者の最後順位者に「職工死亡当時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者」が加えられた（施行令第12条）。

これにより、「職工に法律上の妻もなく家に在る直系卑属直系尊属もない場合の補充的権利者的一種」として、「内縁の妻を言わず語らずそれに含ませ」〔穂積1931, p.38〕のことになった。同様の規定は、鉱業法（大正13年施行）等にも設けられた（第80条）。

その後、日本国憲法の下で制定された社会立法においても、内縁配偶者に関する規定が設けられた。そのため、現在のわが国における社会保障法領域には、被保険者の配偶者を遺族給付の第一順位の受給権者としつつ、その配偶者の定義を「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」とする規定（いわゆる内縁規定）が広く存在している<sup>1)</sup>。

本件で問題となった私立学校教職員共済法が準用している国家公務員共済組合法も、次の規定を設けている。

「二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹。（略）」（第2条第1項第2号）

「三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第3項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。」（第2条第1項第3号）

しかし、本件で問題となったように、法律婚と内縁とが競合するいわゆる「重婚的内縁関係」が

生じている場合について、法律上の妻と内縁の妻のいずれを第一順位の受給権者たる配偶者と解するかに関する明文規定は存在していない。そこで、社会保険法における配偶者概念の解釈が問題となる<sup>2)</sup>。本件の主たる論点も、戸籍上の妻に対して配偶者性を認めるか否かにある。

この問題に関するリーディングケースに、最1判昭和58年4月14日（民集37卷3号270頁。以下「昭和58年判決」と略）がある。そこで本稿では以下、昭和58年判決が示した判断との比較を中心に本判決の特徴を検討する。

## 2 本判決の特徴：昭和58年判決との比較

### （1）昭和58年判決

昭和58年判決は、農林漁業団体共済組合法に基づく遺族年金の支給に関するケースである。同判決は、遺族年金の受給権者たる遺族の範囲について以下のように判示した。「一般に共済組合は同一の事業に従事する者の強制加入によって設立される相互扶助団体であり、組合が給付する遺族給付は、組合員または組合員であった者（以下『組合員等』という。）が死亡した場合に家族の生活を保障する目的で給付されるのであって、これにより遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、ひいて業務の能率的運営に資することを目的とする社会保障的性格を有する公的給付であることなどを勘案すると、右遺族の範囲は組合員等の生活の実体に即し、現実的な観点から理解すべきであつて、遺族に属する配偶者についても、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうものと解するのが相当である。」

そして、重婚的内縁関係が生じているときの戸籍上の妻の配偶者性については、以下のように判示し、事実上の離婚状態にある場合には同法上の配偶者には該当しないものとした。「戸籍上届出のある配偶者であつても、その婚姻関係が実体を失つて形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者には該当しないものとい

うべきである」。

ところで本判決は、この昭和 58 年判決を直接引用していない。その理由については、昭和 58 年判決をいわば当然の前提としたために引用しなかったものと解することもできる（上告理由の中で同判決が引用されている）。それとともに、本判決が昭和 58 年判決の示した判断のあり方に何らかの変更を加えたためにあえて引用しなかったと解することもできる。ここでは本判決と昭和 58 年判決との違いに焦点を当てて検討することにする。

## （2）昭和 58 年判決と本判決との違い

昭和 58 年判決と比較したときの本判決の主な特徴は次の 2 点にある。それは、「事実上の離婚状態」との文言を用いていない点と、離婚の約束が明示的に交わされたという認定事実が存在しない点である。

### ①「事実上の離婚状態」と「婚姻関係の形骸化」

本判決は、戸籍上の妻の配偶者性に関する昭和 58 年判決とは異なり、「事実上の離婚状態にある場合」との文言を用いていない。本判決においては、「A と B の婚姻関係は実体を失って修復の余地がないまでに形がい化していたものというべきであ」ることから、B は遺族年金の支給を受けるべき配偶者に当たらないものとする。

この点に関しては、次のように考えることができる。それは、昭和 58 年判決と本判決との間で「婚姻関係の形骸化」の位置づけが変化したため、事実上の離婚状態という文言が外されたというものである<sup>3)</sup>。

すなわち、昭和 58 年判決においては事実上の離婚状態が配偶者性の要件に関する主要事実であり、「婚姻関係の形骸化」と「その固定化」は事実上の離婚状態を推認させる間接事実として位置づけられている。これに対して、本判決においては「婚姻関係の形骸化」自体が配偶者性を否定するための主要事実と位置づけられると解することができる。

したがって、本判決と昭和 58 年判決とでは、配偶者性の要件に関する主要事実が異なっているものと見ることができる。

## ②離婚の合意の位置づけ

昭和 58 年判決は、かつて離婚の約束が明示的に交わされたという認定事実の中に、離婚に関する事実上の合意を見出し、配偶者性を判断する際に考慮している。同判決においては、戸籍上の夫婦が「協約書」を取り交わしたり、「いずれ別れようという趣旨の応酬」を重ねていたりしたとの認定事実について、「事実上婚姻関係を解消することを合意したうえ別居を繰り返して」いたものと評価している。

ところが本件では、これに対応するような、双方の間で交わされた意思が明確でない。また、本判決の法廷意見においても、離婚の合意には特に言及していない。このことに関しては、婚姻関係の形骸化が配偶者性を否定するための主要事実とされたことと関連づけて理解することができる。

すなわち、昭和 58 年判決のように、戸籍上の妻の配偶者性の判断にあたり、事実上の離婚状態を主要事実とする場合には、そこに婚姻関係を解消することについての合意という意思的な要素が決定的であると解する余地が残る<sup>4)</sup>（昭和 58 年判決は、有責配偶者からの離婚請求を認めた最大判昭和 62 年 9 月 2 日前のものである点に留意する必要がある）。

これに対して、婚姻関係の形骸化自体を主要事実とする場合には、婚姻解消に向けた意思の合致という要素は必ずしも必要ではなくなることが明らかとなる。この点において、本判決と昭和 58 年判決とは異なることができる。

### ③默示の合意の推認

本判決は、A から B に対する 1,000 万円の送金について、認定事実から「これには、A の勤務していた国立大学の宿舎から円満に転居してもらう費用を支払う趣旨のほか、A と B との間の婚姻関係を清算するための金員を支払う趣旨も含まれていた」としている。

この 1,000 万円の金員については、本判決が、送金および受領という外形的事実から默示の離婚の合意を推認したと解する余地がある〔本沢 2005, p. 549〕。

この点に関しては、本判決が 1,000 万円の送金

に「婚姻関係を清算するための金員を支払う趣旨も含まれていた」としたのは、第一義的には、この金員がBの生活費に費やされ、「経済的給付が行われていたこと自体により、夫婦としての実体が存在していたことは明らかであるし、生計維持の要件も満たすことは明白である」との上告理由の主張に対する応答であると考えられる<sup>5)</sup>。

のことと、先に述べた婚姻関係の形骸化を配偶者性の判断に関する要件としていることを併せ考えると、本判決が送金という外形的事実から黙示の合意を推認したことを否定することはできないものの、黙示の合意を配偶者性の否定に不可欠な決め手として位置づけたとまでは言い切れないであろう。

### 3 本判決の意義

本判決の意義は、社会保険における重婚的内縁関係のケースについて、昭和58年判決が示した遺族年金の受給権者たる遺族の範囲に関する一般論に拠りつつ、配偶者性の判断において同判決とは異なる枠組みを示した点にある。

本判決は昭和58年判決とは異なり、(事実上の離婚状態ではなく) 婚姻関係の形骸化を、戸籍上の妻の配偶者性の要件に関する主要事実と位置づけた。この枠組みの下、明示の離婚の合意という要素は配偶者性の判断に必ずしも必要ないことを明らかにした<sup>6)</sup>。また、黙示の合意についても、それが不可欠な要素とまでは位置づけていないものと理解される。

このように、婚姻関係の形骸化をもって主要事実とし、離婚の合意の存否ではなく、社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を重視する本判決の判断の枠組みは、有責配偶者からの離婚請求に対して婚姻関係の客観的破綻に重点を置く判断を示した身分法領域の最高裁判例（最大判昭和62年9月2日）とも符合するものである。ただし、婚姻関係の「形骸化」と「客観的破綻」の異同について、今後の判例の集積を踏まえて更に検討する必要がある。

また、本判決の事案の処理は、下級審の裁判例の傾向とも整合性が保たれている。裁判例は戸籍

上の夫婦間に何らかの交流の存在を見出すことによって婚姻関係の形骸化を否定し、配偶者性を認めようとする傾向にあるところ、本件は戸籍上の夫婦間に書類のやり取りがあった以上の交流がほとんど認められない事案であるからである。

夫婦間の交流の問題に関しては、特に1,000万円の金員の評価が問題となる。Aが送金した時期や金額からすると、夫婦の共同生活を伴う婚姻関係の維持継続に向けた交流のひとつとは言い難いであろう。本判決がここに交流の契機を見出さず、形骸化を認めたことは妥当である。

なお、婚姻関係の形骸化自体を配偶者性の要件に関する主要事実とする場合、離婚に伴う措置（離婚給付、財産分与、子の監護・養育費等）の有無に対する評価が問題となる可能性もある。ただし、本件において問題とはなっていない。

ところで、本判決には横尾和子裁判官の反対意見が付されている。反対意見は、次の6つの認定事実から、「別居後も対外的にBを妻として取り扱っていた」として、戸籍上の夫婦の婚姻関係が実体を失って形骸化するには至っていないとの結論を導いている。

①AとBは、別居の前後を通じて、両者の婚姻関係を解消することについて合意には至っていない。②Aは勤務先にBを被扶養者として届け出て、扶養手当の支給を受けていた。③Aは税法上の配偶者控除という利益を享受するため、Bをその対象として届け出していた。④AはBを年金加給の対象配偶者とする加給年金額の加算を受けていた。⑤私学共済との関係でBはAの被扶養者として取り扱われ、Bはその組合員証を使って治療を受けるなどしていた。⑥別居後もAはBが居住していた宿舎の宿舎料を給与引き落としにより支払っていた。

この反対意見の特徴は次の2点にある。第1に、本件の法廷意見と同様、「事実上の離婚状態」という文言を用いていない点。すなわち、婚姻関係が実体を失って形骸化していることを、配偶者性の要件に関する主要事実としている点（ただし、婚姻関係の形骸化の有無を判断する際、離婚の合意という要素を考慮している）。

第2に、対外的にBを妻として取り扱っていることを、婚姻関係の形骸化を否定する根拠としている点。このことについては、各種の書類によって外形的に示された形式面を重視しているものと見ることができる。法廷意見が夫婦共同生活の実体面を重視しているのとは対照的である。

本件において、対外的に妻として取り扱うことの内容は、勤務先や公的機関に提出する書類上の問題にはほぼ限定されている。このことに鑑みると、対外的に（すなわち書類の上で）妻として取り扱っていることと、婚姻関係が形骸化していることは、必ずしも二律背反の関係にあるとまでは言い得ないとの理解が成り立つ。

もっとも、Aによる家賃や社会保険料等の負担をめぐっては、AからBに対して生活費の一部を送金したのと同様の効果があると解する余地もある。しかし、このような事実から、婚姻関係の修復に向けた意思の存在までを認めることは困難であろう。それは次の2つの理由からである。

①宿舎の利用や公的医療保険の使用等は、別居生活を円満に維持継続するための方策であったと見ることもできること。②Bを書類上被扶養者として届け出ることによって、Aも金銭的な利益（扶養手当、扶養控除、加給年金）を得ており、その金員はAXの家計に帰属していたこと。

以上のことから、本件において反対意見の理論構成は採用し難いものと考えられる<sup>7)</sup>。ただし、法廷意見をめぐっては、なお検討すべき問題が残っている点にも留意する必要がある<sup>8)</sup>。

新聞報道によると、東京高等裁判所は平成19年7月11日の判決（本稿脱稿時〔平成19年7月17日現在〕で未公刊）において、戸籍上の妻との別居期間が約6年5か月であった重婚的内縁の事案につき、夫の死亡時に内縁関係にあった者を遺族年金の受給権者と認めた原審を取り消し、戸籍上の妻を受給権者とした<sup>9)</sup>。本判決が示した判断の枠組みとの関係を考察する必要があろう。

## 注

- 1) 健康保険法第1条第2項1号、国民年金法第5条第6項、国家公務員災害補償法第16条第1

項1号、労災保険法第16条の2第1項、農業者年金基金法第33条1項、戦傷病者戦没者遺族等援護法第24条第1項、労働基準法施行規則第42条第1項、等。

- 2) 社会保険実務における取扱いの変遷については二宮（1990）に詳しい。
- 3) なお、本判決の原審（東京高判平成16年8月19日）は、「……法律上の婚姻関係にある当該夫婦が事実上の離婚状態にある（ただし、その意味は、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがない状態を指すものと解する。）といえるか否かを判断する上において……」とする。
- 4) 昭和58年判決における離婚の合意の位置づけをめぐっては、次の二つの説がある。①離婚の合意が決定的と考えたと理解する説。②離婚の合意の存在は事実上の離婚状態か否かを判断する一つの重要な要素ではあるが、決定的ではないとする説（岩村〔1998〕8頁）。
- 5) 大村（1999）267頁は、昭和58年判決における経済的給付への言及につき、「この経済的給付への言及は、戸籍上の夫から妻に「生活費を支給していたとするX[夫]の主張を否定することを目的としている」と見るべき」と解する。
- 6) 須藤（2006）183頁は、「本判決の意義の一つは、原審の判断を是認し、事実上の離婚状態の判断に際して『離婚の合意』の位置づけを明確にした点にある」とする。
- 7) 須藤（2006）184頁および本山（2005）9頁は、このような反対意見の立場は、戸籍・扶養届・健康保険等の提出書類に基づき判断を行うことになる、Yの第一次認定の際には妥当な考え方である点を指摘する。
- 8) 本沢（2005）550頁は、「……Bを『配偶者』として届け出てその地位を利用し、その直接的な恩恵に浴してきたのはBの法律上の配偶者の地位を詐欺的に对外利用しておきながら、Aが死亡すると、XがBの遺族共済年金支給資格としての配偶者の地位を否定することを認めるることは、法的正義に反するようで駄然としない。遺族年金が死亡時における生計維持関係を根拠にしていると言ってしまえばそれまでだが」とする。また、本山（2005）8頁は、「……いずれも高齢と思われる[B]・[X]にとって遺族給付は老後の貴重な糧のはずである。しかし、[X]は100、[B]は0という結論になった。年金の掛け金が、A[B]の同居中から支払われていたことを思うと、このような『全てか無か』という結論が必ずしも妥当だとは思えない」とする。
- 9) 日本経済新聞平成19年7月12日付朝刊。

### 引用文献

- 岩村正彦（1998）「最新労災判例の詳細：中央労基所長事件・東京地裁平成10・5・27労働判例739号p.65」月刊ろうさい49巻11号。
- 大村敦志（1999）「重婚的内縁関係（最判昭58・4・1民集37巻3号p.270）」（『消費者・家族と法』東京大学出版会、所収）。
- 須藤陽子（2006）「私立学校教職員共済制度の加入者が重婚的内縁関係にあった場合に、遺族共済年金の支給を受けるべき配偶者に当たるのは内縁の妻であるとした事例」判時1918号。

- 二宮周平（1990）『事実婚の現代的課題』日本評論社。
- 穂積重遠（1931）『民法讀本』日本評論社。
- 本沢巳代子（2005）「遺族共済年金の支給を受けるべき配偶者の意義」民商133巻3号。
- 本山 敦（2005）「法律婚配偶者と重婚的内縁配偶者の競合」金商1227号。
- 我妻 栄（1960）『親族法』有斐閣。

（ますだ・ゆきひろ 日本女子大学准教授）